

「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）に基づき講じた措置の効果の検証結果

平成23年4月8日の「規制・制度改革に係る方針」の閣議決定の時点で食品健康影響評価の依頼を行っていなかった9品目について、同月19日、厚生労働省より食品安全委員会に評価依頼を行った。

平成25年3月29日現在、厚生労働省において、(3)に掲げる平成24年3月1日の申し合わせの時点で指定されていなかった15品目中、2品目を指定するとともに、4品目について指定手続きを進めている。また、食品安全委員会においては、同時点において食品健康影響評価中であった14品目中4品目の評価が終了し、また、2品目が食品安全委員会添加物専門調査会での調査審議を終了している。

これは、

- (1) 同年3月1日付けで評価課から厚生労働省に対し、「JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物（国際汎用香料を除く。）についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイダンス」を示したこと
- (2) 「添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日食品安全委員会決定）」に記載する考え方について、平成24年3月27日開催の添加物専門調査会において事務局から説明し、専門委員の間に徹底したこと
- (3) 「国際汎用添加物に係る食品健康影響評価に関する連絡会議の開催について」（平成24年3月1日 食品安全委員会事務局・厚生労働省医薬食品局食品安全部申し合わせ）に基づき、関係課長等が出席した連絡会議を4回開催し、基本的な進め方の方針について確認するとともに、課長間で進捗状況を随時確認し、意思疎通の徹底を図ったこと

による効果として、添加物専門調査会における調査審議に必要となる資料等の準備の効率化が図られたことによるものとする。